

～西東京市国民健康保険にご加入の方へ～

高額療養費のお知らせ※同封の返信用封筒でご申請ください

●高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療機関等で1か月間の自己負担額（3割又は2割）が高額になった場合、年齢や所得に応じて設定された自己負担限度額を超えた分を支給する制度です。西東京市国民健康保険では、高額療養費の支給が見込まれるご世帯に対し、その診療を受けた月の概ね3か月後に「高額療養費支給申請書」を送付しています。なお、申請をすることができると知った日（該当通知及び申請書の受取日）より、2年を経過すると時効により支給することができませんのでご注意ください。

●自己負担限度額について

【70歳未満の方の自己負担限度額】

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降（※3）
所得（※1）が901万円を超える	ア	252,600円+（医療費－842,000円）×1%	140,100円
所得（※1）が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+（医療費－558,000円）×1%	93,000円
所得（※1）が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+（医療費－267,000円）×1%	44,400円
所得（※1）が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯（※2）	オ	35,400円	24,600円

（注：70歳未満の方は医療機関（入院・外来は別）ごとに窓口負担が21,000円以上になるものが計算対象となります）

【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】

負担割合	所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
3割	現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費－842,000円）×1%【140,100円（※3）】
		Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費－558,000円）×1%【93,000円（※3）】
		Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費－267,000円）×1%【44,400円（※3）】
2割	一般（課税所得145万円未満等）	18,000円 〔年間上限14.4万円（※4）〕	57,600円 【44,400円（※3）】
		住民税非課税世帯（※2）	24,600円
		低Ⅱ	8,000円
	低Ⅰ	8,000円	15,000円

- ※1 療養のあった月の属する前年（1月から7月までの場合は前々年）の国保加入者（同一世帯）の基礎控除後の総所得金額等の合計です。世帯主と国保加入者のうち、住民税申告をしていない方がいる場合には、区分アとみなされます。
- ※2 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合に該当します。
- ※3 過去12か月以内に、同一世帯で高額療養費に3回該当している場合の4回目からの限度額です。
- ※4 年間上限額は8月から翌年7月までの累積額に対して適用されます。

●記入方法

1 申請者欄の記入

住所・個人番号（マイナンバー）・氏名・電話番号を記入してください。

2 振込先の記入

公金受取口座（マイナポータルに登録した口座）を希望する場合は、チェックを入れて個人番号をご記入の上、申請してください。または、銀行口座情報を記入してご申請ください。原則は世帯主様の口座への振込となります。

3 医療機関等への一部負担金の支払状況欄の記入

記載された医療機関等へのお支払いが済んでいる場合はチェックを入れてください。

※国・都の医療費助成制度により一部負担金のお支払いがない場合もチェックを入れてください。

4 交通事故等の第三者行為に関する確認欄

交通事故等の第三者の行為による怪我の診療がない場合は、「無」にマルをしてください。もし該当する場合はお問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ】西東京市保険年金課国保給付係 TEL：042-460-9821